

認定書

国住指第1109号
平成13年11月8日

竹村工業株式会社
代表取締役社長 竹村弘實 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号及び第三号（屋根：各30分間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP030RF-9036

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

高圧木毛セメント板・木毛セメント板・野地板・金属板葺屋根

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定区分 防耐火構造 耐火構造 屋根<30分>
商品名 高圧木毛セメント板・木毛セメント板・野地板・金属板葺屋根
申請者住所 竹村工業(株) 長野県下伊那郡松川町上片桐4608
(連絡先)

認定内容

認定番号

FP030RF－9036

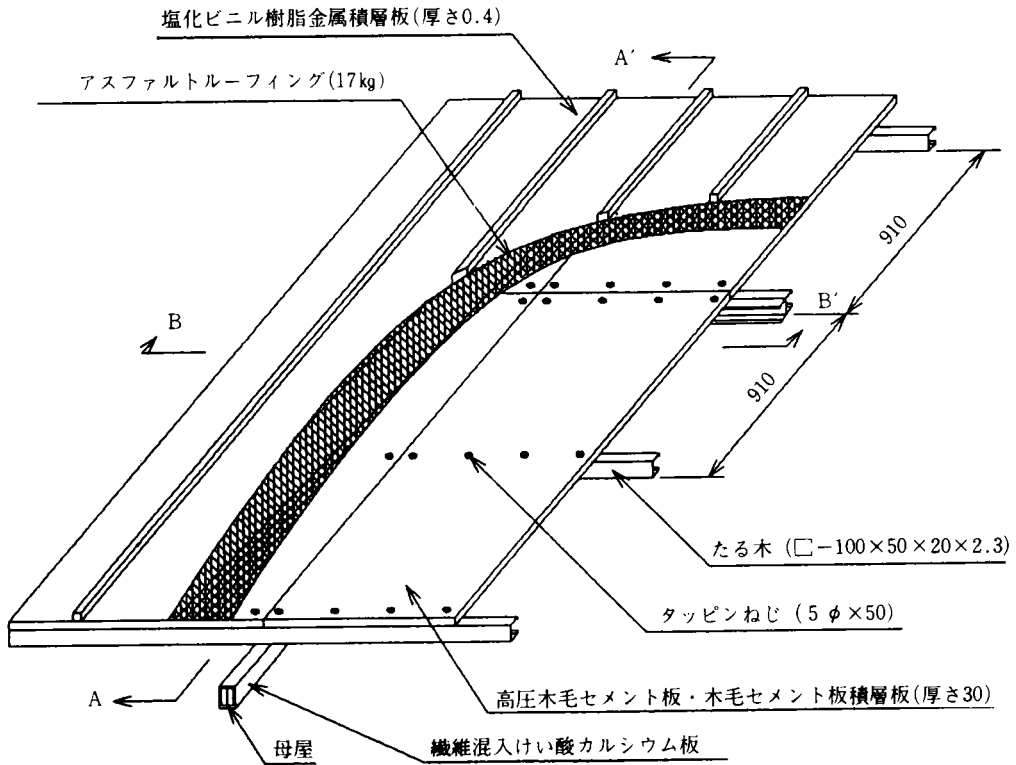
構造方法又は建築材料の名称	高圧木毛セメント板・木毛セメント板・野地板・金属板葺屋根
申請者名	竹村工業(株) 代表取締役社長 竹村弘實
認定年月日	平成13年11月8日

・認定した構造内容又は建築材料の内容 (寸法単位: mm)

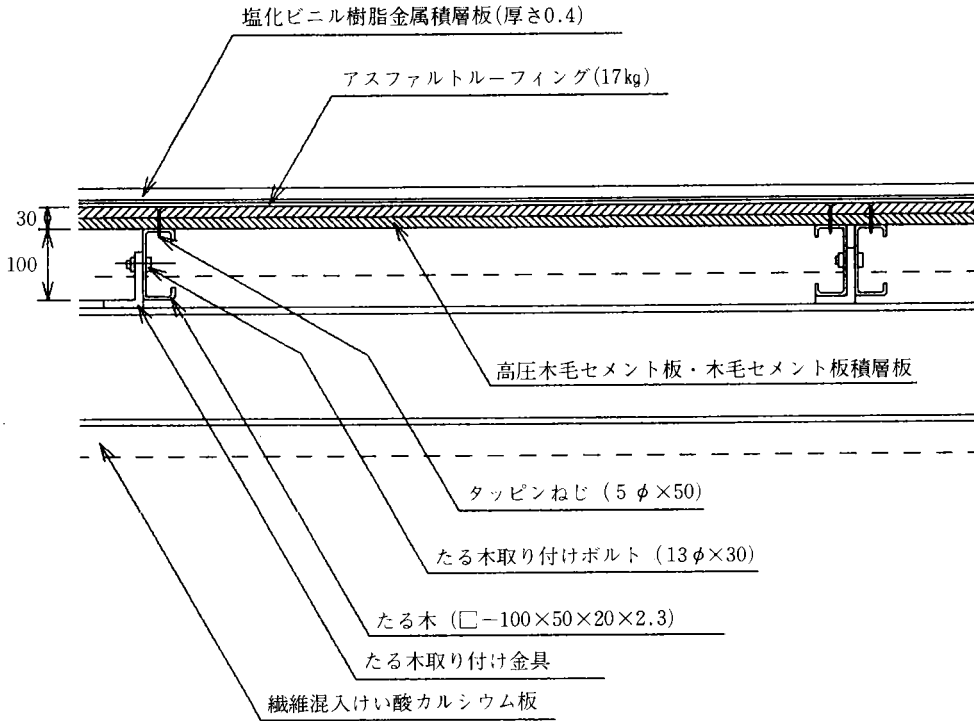
1. 部分、耐火性能の区分 屋根 30分耐火
2. 試験機関名 (財)建材試験センター中央試験所 受託番号 依試第56852号

3. 構造説明図 (単位 mm)

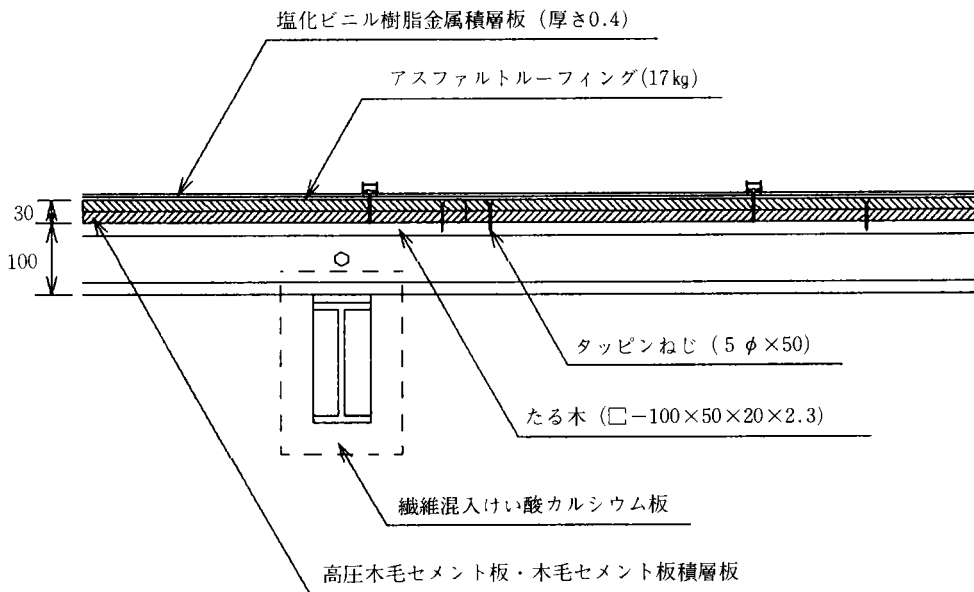
(1) 見取図



A-A'断面



B-B'断面



4. 材料等説明

1) 主構成材料

① 高压木毛セメント板・木毛セメント板積層野地板

①-1 組成

(イ) 高压木毛セメント板

木毛セメント板 (準不燃 (個)
第2892号、準不燃 (個) 第2894号)
であつてかさ比重が0.9を超える
もの。

(ロ) 木毛セメント板 (準不燃 (個)
第2892号、準不燃 (個) 第2894号)
かさ比重0.73以上

(ハ) 接着剤

酢酸ビニル系 300g/m² (固形分)

①-2 形状及び寸法 (単位 mm)

厚さ 30、35、40、45、50 (+1、-3)

55、60、65、70、75 (+1、-3)

幅 910 (+1、-3)

長さ 1820 (+1、-3)

①-3 性能

かさ比重 0.8以上

JIS A 1408曲げ破壊荷重

厚さ30mm……100kgf以上

厚さ35mm……120kgf以上

厚さ40mm……150kgf以上

厚さ45mm……180kgf以上

厚さ50mm……200kgf以上

厚さ55mm……220kgf以上

厚さ60mm……240kgf以上

厚さ65mm……260kgf以上

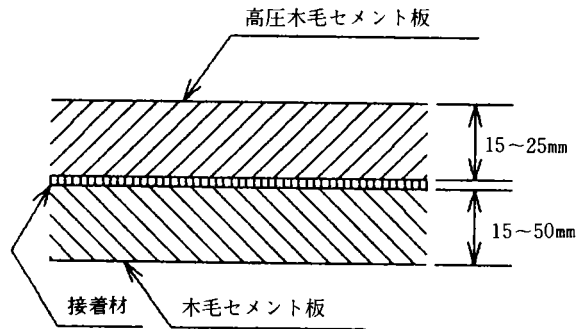
厚さ70mm……280kgf以上

厚さ75mm……300kgf以上

含水率 15%以下 (工場出荷時)

② たる木 軽量形鋼 □-100×50×20×2.3mm以上

③ 防水材料 アスファルトルーフィング17kg品以上



④ 屋根葺材料

材 料 名	規 格		厚さ (mm以上)
塩化ビニル樹脂金属積層板	不燃 (屋根用) 第1051号	JIS K 6744	0.4
亜鉛めつき鋼板		JIS G 3302	0.4
着色亜鉛めつき鋼板	不燃第1041号	JIS G 3312	0.4
伸銅品	不燃第1121号	JIS H 3100	0.4
ステンレス鋼板		JIS G 4304	0.4
塗装ステンレス鋼板	不燃第1006号	JIS G 4304	0.4
制振ステンレス鋼板	不燃第1026号	JIS G 3320	0.52
チタン展伸材	不燃第1019号	JIS H 4600	0.4
無機質断熱材貼り金属板	不燃第1131号		2.0
制振鋼板	不燃第1025号		0.56
石綿スレート	不燃第1001号	JIS A 5423	3.0
化粧石綿スレート	不燃第1002号		3.0
金属板、石綿セメント板不燃材料			

2) 副構成材料

- ① タッピンねじ 5φ×50~100mm (JIS B 1115)
- ② たる木取り付け金具 L-80×50×6mm
- ③ たる木取り付けボルト 13φ×30mm

5. 標準仕様 (施工仕様)

1) 工場加工

高圧木毛セメント板 (15~25mm) に木毛セメント板 (15~50mm) を接着剤にて貼り合わせる。

2) 現場施工

① 下地

- (イ) たる木取付金物 (L-80×50×6mm) を、たる木間隔が910mm以下になる様に電気溶接で取り付ける。
- (ロ) たる木 (□-100×50×20×3.2mm) をたる木取付ボルト (13φ×30mm) を用い、たる木取付金物に取り付ける。
- (ハ) 母屋は1時間耐火被覆を施す。
但し、平成12年建設省告示第1399号第四第三号二の規定に該当する場合には耐火被覆をしなくてもよい。

② 野地板の取り付け

- (イ) 高圧木毛セメント板・木毛セメント板の積層板 (30mm~75mm) を所定の位置に合わせる。
- (ロ) 縦横方向の目地は突付とする。
- (ハ) タッピンねじ (5φ×50~100mm) にて端部から100mm以内の内側を、300mm以内の間隔でたる木に留め付ける。

③ 屋根葺

- (イ) アスファルトルーフィング（17kg品）を重ね代100mm以上取つて敷込む。
- (ロ) 屋根葺は金属板、石綿スレート、石綿セメント板の不燃材料とする。

6. 留意事項

- 1) 製品の運搬に際しては、破損、水濡れ等ないように十分注意すること。
- 2) 衝撃を与えないよう取り扱うこと。

7. 付帯条件 なし